令和５年４月　１日

社会福祉法人　庄原市社会福祉協議会　行動計画

　女性労働者を確保し、女性が活躍できる職場環境の整備を行い、また、職員が仕事と子育てを両立させ、働きやすい環境をつくるため行動計画を策定する。

1. 計画期間　令和５年４月１日～令和７年３月３１日まで
2. 計　　画　・女性労働者の健康確保のために、労働者に対する制度の周知や相談体制を整備する

　　　　　・育児のしやすい職場環境を整備する。

1. 目標と取り組み内容・実施期間

（女性活躍推進法）

目標１　現在、女性の管理職に占める割合は、６０％であるが、今後の定年退職者の推移を見

据え（３０％台予測）、将来の管理職に占める割合を４０％以上と定める。

（取組内容）

・職種区分ごとに女性にとって不利な推進基準を設けないよう現状を維持する。

　令和５年４月～　　　目標値の職員数値と状況の確認

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（次世代法・女性活躍推進法）

目標２　職員が長期にわたり安心して働き続ける職場環境整備を進める

　　　・育児休業の取得率を現状以上と定め、管理職を通じ周知していく

　　　・介護休業の取得に向けた職員体制の構築を進める

　　　・非常勤職員から常勤職員へ登用される制度を周知・使用してもらう

　（取組内容）

　　令和５年４月～　　　育児休業の取得率を現状以上と定め、管理職を通じ周知していく

　　　　令和５年９月～　　　非常勤職員から常勤職員への内部試験の周知・受験を進める

令和６年４月～　　　介護休業の取得に向けた職員体制の構築を進める

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（次世代法）

目標３　１０日以上の年次有給休暇が付与される全ての職員の年次有給休暇取得日数を、

１人あたり年間最低６日以上とする。

（取組内容）

　令和５年４月～　　職員周知と取得促進

　令和５年１０月～　所得状況の確認、課題の分析、職員周知

　令和６年１月～　　未取得職員への個別促進

　令和６年４月～　　上記サイクルの継続

（次世代育成法・女性活躍推進法）

目標４　残業時間を減らす。限度時間を月２５時間以内とする。

　　　（取組内容）

　　　　令和５年４月～　　職員周知と現状把握、抑制促進

　　　　令和５年１０月～　残業時間の確認、課題分析

　　　　令和５年１２月～　残業時間の多い職員への個別促進

　　　　令和６年４月～　　上記サイクルの継続

（次世代育成法）

目標５　地域において子どもの健全な育成のための活動をおこなう団体等への労働者の参加を

支援するなど、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施を支援する。

　　　（取組内容）

　　　　令和５年４月～　　目標の周知を行う

　　　　　　　　　　　　　地域での活動を行っている団体の調査

　　　　令和５年１０月～　支援状況の確認・継続周知

　　　　　　　　　　　　　支援団体の情報提供

　　　　令和６年４月～　　上記サイクルの継続